

# 診 断 書

住 所

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日 生

上記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証する。

年 月 日

(医療機関)

所 在 地

名 称

医師氏名

印

(参考)「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」)」より抜粋

(表1) 法第40条第2号から第4号

- 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許(第6号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。
- 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの(表2を参照)にかかっている者
  - 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(前三号に該当する者を除く。)

(表2)

- 法第40条第2号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。
- 一 統合失調症
  - 二 そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
  - 三 てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
  - 四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気